



# 説明会(成年後見)のお知らせ



例えば、御家族が認知症等になり、身の回りのお世話や財産管理を本人に代わってする人を選ぶ必要がある。  
自分が将来、認知症等になったときに財産管理をこの人に任せたいという希望がある。



家庭裁判所の成年後見制度を利用することができます。

説明会に参加してみませんか。制度のポイントを解説し、皆さんからのご質問、不安や疑問などに分かりやすくお答えします。

日時、場所、人数、内容など、まずは一度、お気軽にお問合わせください！！

## 《概要》

### 【人数】

おおむね10人～20人程度(ご相談に応じます。)

### 【日時】

ご希望の日時をお伝えください(ただし、土日祝日、年末年始を除く、平日の午前10時～午後4時30分の間でお願いします。)

### 【場所】

皆さんの職場等(裁判所での開催も可能です。)

### 【内容】

- ① 成年後見制度の申立てからその後の手続の流れについて
- ② 成年後見人等の仕事と責任について
- ③ 中核機関と成年後見制度との関わりについて



### 【申込先】

山口家庭裁判所事務局総務課庶務係  
Tel 083-922-9134(直通)

※9:00～17:00まで(土日祝日を除く)

※日程等の関係で、ご希望に応じられない場合がありますので、予めご了承ください。



説明会の風景です。